

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	高校教育課	整理番号	1-2-3
許認可等の種類	教育職員免許状特別免許状の授与・検定			
根拠法令条例等・条項	教育職員免許法第5条、第5条の2、第6条 教育職員免許法施行細則			
許認可等の概要	大学での養成教育を受けていない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により教育職員免許状を授与する。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 教育職員免許法第5条第6項 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。</p> <p>一 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者 二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者</p> <p>第5条の2第1項 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。</p> <p>第6条第1項 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。</p> <p>教育職員免許法施行細則第3条 法第6条第1項に規定する教育職員検定における人物、学力、実務及び身体の検定に関する基準は、別に定める。(「教育職員免許状授与検定基準(交付審査基準を含む)」による)</p>			
基準の制定根拠	一			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	一			